

最近の国土交通省の取組について ～「交通空白」解消、ジェンダー主流化～

内閣府沖縄総合事務局運輸部

国土交通省における「交通空白」解消の取り組み

- 人口減少や高齢化による免許返納が進展。買物、医療、教育など様々な日常サービスを支える地域交通の役割はますます高まる一方、地域鉄道・路線バスの運転者の不足、減便や廃止により、地域交通は危機的な状況
- 日本版・公共ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員しながら、「交通空白」を解消していく必要

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）



① 「地域の足対策」と「観光の足対策」		② 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及	
R6. 7. 17	第1回本部	R7. 4. 24	第4回幹事会
R6. 8. 7	第1回幹事会	R7. 5. 30	第4回本部
R6. 9. 4	第2回本部	R7. 9. 10	第5回幹事会
R6.10.30	第2回幹事会	R7.12.19	第5回本部
R6.12.11	第3回本部	R8. 4. 24	第6回幹事会
R7. 2. 25	第3回幹事会		

ローカル鉄道	バス
乗用タクシー	日本版RS
公共RS	乗合タクシー
AIオンデマンド	許可・登録を要しない輸送

高市内閣総理大臣 施政方針演説（R8.2.20抜粋）



（八）地域未来戦略
 地域交通や物流を維持するため、中継輸送やD Xの推進、多様な主体による協業を促す枠組みの創設を通じ、交通空白やドライバーなどの担い手不足の課題解消に取り組みます。

「交通空白」解消に向けた取組方針2025（概要）※骨太の方針2025にも本施策を位置づけ

目の前の「交通空白」への対応

地域の足 約2,000地区 実施中 548地区 準備中 854地区 検討中 655地区	観光の足 約460地点 早急に要対策 252地点 要対策 210地点
---	--

※ 未然防止が必要な地区（要モニタリング地域の足1,632地区・観光の足146地点）にも先手先手に対応

集中対策期間（R7～9）後

リストアップされたすべての地区・地点で
「交通空白」解消に目途

「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり

集中対策期間後も見据え、自治体等における体制構築を推進

体制構築基本目標 3か年で300市町村 都道府県ごとにモデル地域を創出	共同化目標 3か年で100件	都道府県目標 3か年で47都道府県
---	--------------------------	-----------------------------

国による総合的な後押し

地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との橋渡し・調整、都道府県と連携した説明会の開催等を実施

首長への訪問（熊本県人吉市）

事業者への働きかけ（山口県タクシー協会）

制度・事例等に係る情報・知見の提供

自治体業務の補完・省力化を推進し、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを支援するため、ガイダンスやポータルサイト、カタログ等の支援ツールを提供

MOBILITY UPDATE PORTAL（実務者向け支援ツール）

国土交通大学校での研修（データやGISの活用等の研修）

実証・実装等に向けた十分な財政支援

予算面や体制構築（広域調整、担い手づくり等）を必要とする取組に対して、各種支援メニューにより、「交通空白」解消に向けた取組の実装や持続可能な体制づくりを後押し

スクールバスへの地域住民の混乗に係る実証事業（京都府京田辺市）

複数施設での共同送迎システムによる運行実証事業（岡山県玉野市）

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（R8.3.31：1,644会員）

第1回プラットフォーム発足（R6.11.25）

発足時の総会に計500名超が参加

マッチングの推進・官民の取組実装に向けて

パイロット・プロジェクトの展開（5分野30プロジェクト）

対面形式のマッチングイベントを開催

第3回会合（R8.2.27）

全国各地の先進的な取組を共有

関係省庁からも関連施策を発表

新たな制度的枠組みの構築 共同化・協業化、自治体の体制強化、観光の足とのハイブリッド化 等

バス協調・共創プラットフォームひろしま

広島市とバス事業者8社で、協調・共創プラットフォーム（一般社団法人化）を立ち上げ、共同運営システムを構築。データを活用した企画立案・システムや車両の共有等を実施

能登地域における広域連携のイメージ

能登地域公共交通協議会

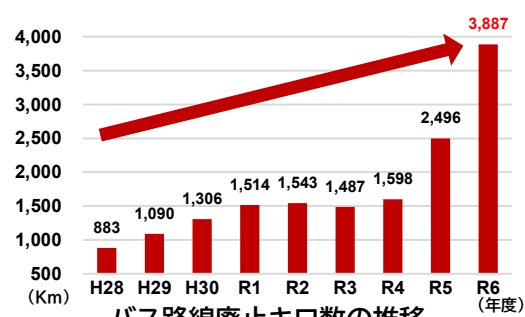
石川県 能登郡 奥能登2市2町

市町村の連携、市町村の事務の連携

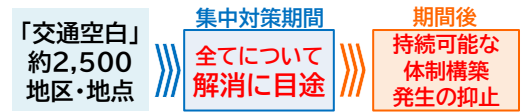
- ・ 奥能登2市2町で広域で共通のAIオンデマンド交通の導入
- ・ 広域運営体制を構築することにより、圧倒的な担い手不足に対応

背景・必要性

- 地域公共交通は、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤であるが、急速な人口減少・少子高齢化により、**運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少**する一方で、**免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大**。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、**外出・通院機会の減少による健康面への悪影響**や、現役世代による子どもや高齢者の**送迎負担の増大**等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性。
- 地域公共交通の**司令塔役である地方公共団体**も、特に中小規模の市町村では、**人材・ノウハウが不足**。
- このため、**輸送資源のフル活用、共同化・協業化**等により、**集中対策期間(令和7～9年度)**での「交通空白」の解消・将来的な発生抑制、ひいては持続可能な地域公共交通の実現を図る必要。



バス路線廃止キロ数の推移



※「交通空白」に陥らないよう未然防止が必要な約1,800の要モニタリング地区・地点についても、先手先手に対応

法案の概要

1. 地域旅客運送サービスの持続可能性確保

- バス、タクシー、公共ライドシェアに係る「交通空白」等について**地域の輸送資源をフル活用して解消**するため、**運転者や車両等に関して運送主体とは別の交通事業者や施設送迎提供者から協力が得られるよう地方公共団体があっせん等**することで、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供する事業を創設。
【自動車地域旅客運送サービス再構築事業】
- 市町村が協力・連携を図るべき地域の関係者として、**学校、病院、福祉施設、商業施設等の利用者の送迎サービスを行う者を追加**し、上記の事業実施への協力に係る努力義務を規定。
【施設利用者用運送サービス提供者】
- 船舶検査に伴う**運航の休止・減便により日常生活等へ影響が生じることを回避**するため、**他の事業者から、代替運航や船舶の貸渡しの協力を得て運航の確保を図る事業**を創設。
【海上運送利便確保事業】



2. 連携促進団体の活動推進

- **交通事業者以外の様々な企業・団体も、地域交通の課題解決に全国各地で取り組んでおり、多様な知見を蓄積しながら、市町村や交通事業者、地域交通を利用する住民等との間の調整役として重要な役割を果たしつつある。**
- このため、**地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う企業・団体**について、**法定協議会への参加促進、地域公共交通計画の提案権を措置**し、より一層の活動を推進、人材・ノウハウの活用を図る。
【連携促進団体】



3. モビリティデータの利活用

- **鉄道事業再構築事業**や創設する**自動車地域旅客運送サービス再構築事業、地域公共交通利便増進事業等**の地方公共団体が主導して事業実施計画を作成することが必要な事業については、**地方公共団体が行う事業実施計画作成時の情報提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除き、交通事業者等は要請に応じなければならない**こととし、事業実施を促進。

4. その他

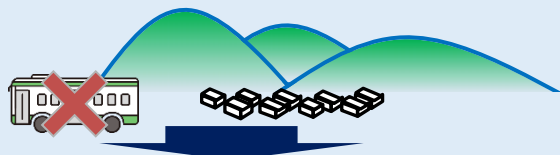
- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係る(独)鉄道・運輸機構による**出融資**を措置。＜予算＞
- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる**特例を追加**するなど、所要の改正を実施。

【施行期日】

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる特例を追加

バス・タクシー・公共ライドシェアの廃止等により、
移動手段の確保が課題となっている
全国で約2,500に上る「交通空白」等



地域の輸送資源をフル活用して
移動手段を確保する枠組みを構築

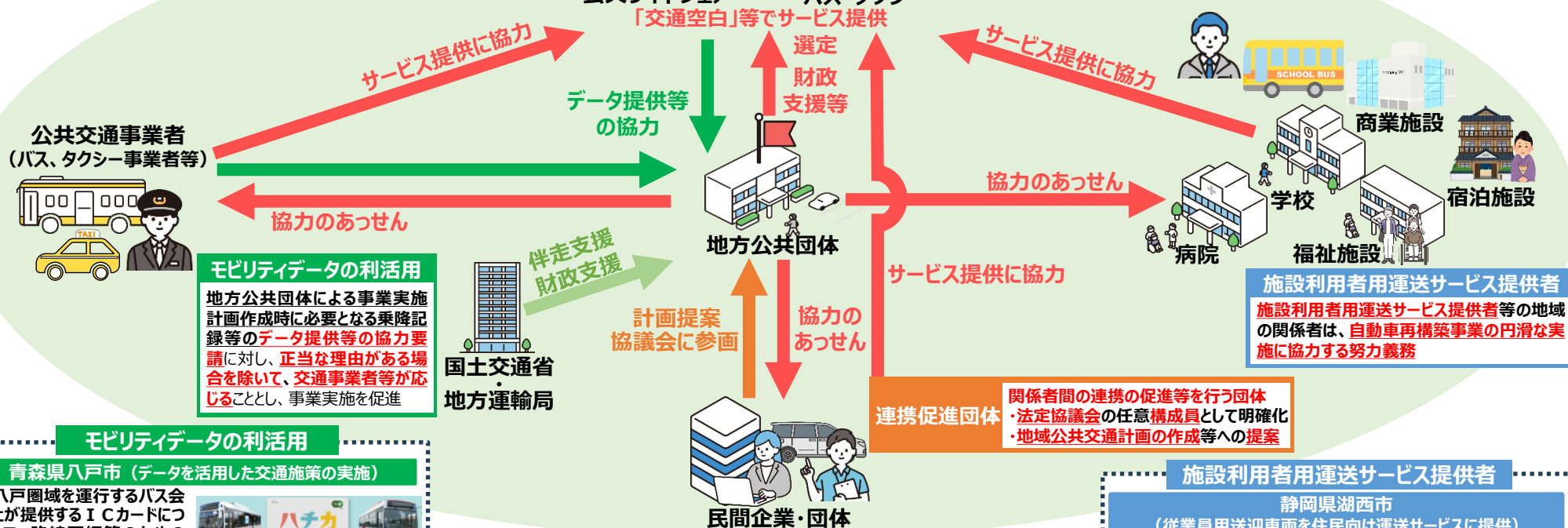
自動車地域旅客運送サービス再構築事業

地方公共団体が、**最適な運送形態**によるサービスを提供する運送主体を**選定**
地方公共団体の**あつせん**により、運送主体が、**地域の関係者からサービス提供に必要な輸送資源の提供等の協力を受ける**
⇒運転者や車両等の**輸送資源をフル活用**する事業

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

岐阜県白川町（病院バスとの統合等）

- 病院バスと、路線バスやデマンドバス（公共ライドシェア）を統合するほか、スクールバスとデマンドバスを一体で運行管理
- 事業者から運行管理・運転業務の協力を受けつつ、地域住民から一部車両の運転の協力を得るほか、運行にスクールバス車両も活用

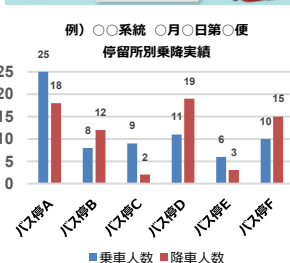


モビリティデータの利活用
地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等の**データ提供等の協力要請**に対し、**正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じる**こととし、事業実施を促進

モビリティデータの利活用

青森県八戸市（データを活用した交通施策の実施）

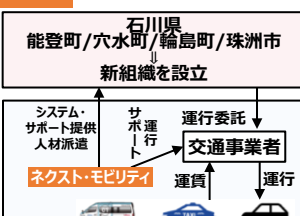
- 八戸圏域を運行するバス会社が提供するICカードについて、路線再編等のためのデータを活用することを目的に、データ提供の協定を締結
- 通年での利用者の推移や通学・通勤定期利用者の有無などのデータを路線再編に活用
- 時間帯別の路線バスの利用者数のデータを可視化し、路線バスから小型のワゴン車のダウンサイジングの適否について検討を実施



連携促進団体

石川県奥能登地域（民間企業の協力）

- 奥能登地域（石川県能登町/穴水町/輪島市/珠洲市）でAIデマンド交通の共同導入・運営体制構築に向けた協力を行う
- 今後、広域運営組織の設立を進め、タクシー・ライドシェア等の複数交通モードの共同化による効率化を目指す



施設利用者用運送サービス提供者

静岡県湖西市
（従業員用送迎車両を住民向け運送サービスに提供）

- 市内企業の協力のもと、当該企業の従業員送迎のシャトルバスの空き時間に、地域住民向けの運送サービスを提供。（ルート上に鉄道駅、病院、スーパーなど）
- 地域住民向けの運送サービスは、湖西市が公共ライドシェアの登録を受けて、シャトルバスを使用して実施。（運賃100円）





令和 8 年 5 月 13 日
総合政策局地域交通課
総合政策局交通産業室
総合政策局モビリティサービス推進課
物流・自動車局旅客課

**令和 8 年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」
（「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプ）
の 2 次公募開始について**

国土交通省では、全国の「地域の足」「観光の足」を確保するための「交通空白」の早期解消に向けた取組や、地域の多様な関係者の連携・協働、複数主体による地域旅客運送サービスの提供、さらには地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び地域との調整を進める体制の整備を後押しするため、令和 8 年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」（「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプ）の 1 次公募において 340 件の事業採択を行い、5 月 18 日（月）より 2 次公募を開始します。

これらの取組への支援を通じて、「交通空白」解消や地域交通の維持・活性化を図り、その事例等を全国に広めてまいります。

1. 事業概要

令和 8 年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、喫緊の課題として取り組む「交通空白」の解消のほか、複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供など、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。

① 「交通空白」解消タイプ

「交通空白」の課題があると自治体等が判断した地域において、その解消に向け公共ライドシェア・日本版ライドシェアやデマンド交通、乗合タクシー等の新たな交通サービスの導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を支援する事業を対象とします。

② 共同化・協業化促進タイプ

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化を推進し、共同での路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送に係る体制の構築や運行を支援する事業を対象とします。

③ モビリティ人材・組織育成タイプ

地方公共団体職員におけるモビリティデータの活用のほか、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案及び交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進めるための専門人材や組織の育成、またそれらを地方公共団体と連携して実施する取組を支援する事業を対象とします。

2. 募集期間

令和8年5月18日（月）～6月11日（木）16:00

※応募には事前に各地方運輸局等との事前協議が必要です。事前協議は6月8日（月）で締め切ります。

3. 公募の詳細・応募様式等について

公募の詳細や応募様式等については、5月18日（月）に特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

特設ウェブサイト <https://kotsu-kuhaku-r8.jp/>

※ 本事業は、国土交通省が選定した事務局（株式会社東急エージェンシー）が、国土交通省が採択を決定した事業について、補助金の交付等に係る事務を実施します。今回の公募では、公募要領に基づき、「『交通空白』解消タイプ」、「共同化・協業化促進タイプ」及び「モビリティ人材・組織育成タイプ」を実施する間接補助事業者の募集を行います。

4. 採択時期について

7月中旬（予定）

※地域交通 DX 推進タイプは6月上旬頃に2次公募を実施予定です。詳細は別途ホームページ等でご案内します。

【お問い合わせ先】

（事業内容について）

総合政策局 地域交通課

03-5253-8111（内線 54-804,54-817,54-823,54-827） 03-5253-8987（直通）

（応募方法および応募事前協議・相談）

別添各地方運輸局等の連絡先にお問い合わせください。

「交通空白」解消タイプ

別紙

- 「『交通空白』解消に向けた取組方針」に基づき、令和7～9年度の集中対策期間において、全国に存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、**「交通空白」地区等において**、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までをトータルで支援**。

対象主体

**地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等
又はこれらを含む協議会・連携スキーム**

- ※「交通空白」リストアップに記載のある地域を実施エリアに含む事業を対象とする。
- ※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。



▲各地の取組例

左：被災地へのデマンド交通導入（石川県輪島市）
右：交通結節点からの「観光の足」確保（熊本県人吉市～鹿児島県霧島市）

補助対象経費



- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等)



- ②サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、
③サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
(輸送施設の設置、リースによる取得、仕切板・ドライブレコーダー等の設置等の改造、運転者を募集するための広告費用 等)



- ④サービス提供に際し実施する要する費用
(運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等)

補助率

500万円まで定額、それを超える場合は2／3（上限1億円）

- ※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は補助率1／3（定額無し）
- ※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）
- ※商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額の引き上げ（上限750万円）



- 運転者等の担い手不足に伴い減便・廃路線が相次ぐ中、**複数の地方公共団体や交通事業者等の共同化・協業化を推進**する事業を支援することで、交通サービスの**導入・運行の効率化を促し、持続可能な地域交通の実現を図る**。
- 運転者等の地域の輸送資源を複数の自治体や交通事業者で共同してサービス提供を行う事業については、地方公共団体・協議会・交通事業者等による通常の公共ライドシェア等の導入と比べて**重点支援**。

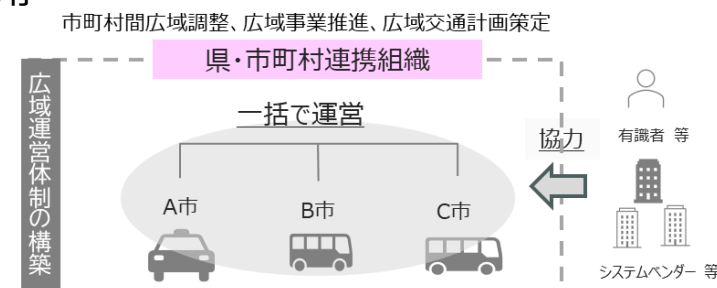
対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

- ※ **2以上の地方公共団体又は交通事業者が主体**となり、自治体間または交通事業者間が連携して事業を実施する場合に限る
(地方自治体は、そのすべてが「交通空白」リストアップ調査への回答が必須。また、交通事業者は、施設等への運送サービス提供者を含み、地域内の事業者が連携して旅客運送サービスを実施するものも対象とする)
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 輸送施設、運転手、システム等の輸送資源を共同してサービス提供している場合に限る
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする

補助対象経費

- ① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等)
- ② **輸送資源の共同化の体制構築に係る経費(有識者招聘を含む)**
- ③ 共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入(共同化に伴うシステムの改修・共有化を含む)、ドライバー確保等に係る経費
- ④ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
- ⑤ 輸送資源を共同してサービス提供する場合の運行経費 等



補助率

1,000万円まで定額、それを超える場合は2/3(上限1.2億円)

※都道府県の主導のもと、2以上の地方自治体が共同でサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①・②については定額の引き上げ(上限2,000万円)



モビリティ人材・組織育成タイプ

- 全国の「交通空白」を解消するとともに、**新たに「交通空白」を生み出さない体制を整備**するため、地方公共団体において、効率的な地域交通への見直しを含む**企画・立案**を行い、交通事業者や地元住民等の**関係者との調整**を進める**人材・組織の育成**等を行う取組への支援を行う。

対象主体

- **地方公共団体**又は地方公共団体を含めた**協議会等**（都道府県が主体となり市区町村の職員等を対象に実施する場合も含む）
- **地方公共団体と連携し**、当該地方公共団体への知識・スキル等の習得を実施する**事業者** ※**首長からの推薦が必須**
- ※ 「交通空白」リストアップ調査へ回答している地方公共団体を対象とする取組に限る。
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。

補助対象経費

地方公共団体等が行う持続可能な地域公共交通を実現するために必要な**企画・立案を行う人材又は組織を育成する**事業に要する経費（①・②については、いずれかの実施を必須とする）

※必須

①組織の立ち上げ支援に関する費用 ※設備投資は対象外

…人材採用経費、業務マニュアルの整備、立ち上げ期の人件費（年度内に限る）、交通事業者や住民への周知・ブランディング 等

②持続的な地域交通の検討に関する費用（地方公共団体又は地方公共団体を含めた協議会が発注し導入・実施するものに限る）

…現地調査、データ購入・データベース構築・GISデータ化、データ分析委託・ツール導入 等



③人材育成に関する費用

…ワークショップ運営費、外部講師謝金、教材作成費 等

④関係者との連携体制構築に関する費用

…会議開催経費（有識者謝金、会場使用料、旅費等）、住民説明会、アンケート 等

⑤外部専門人材の登用

…事業目的・課題解決のために適切なノウハウやスキルを有する外部人材を登用する際の人件費（費用の半額）

補助率

定額補助（上限3,000万円）